

2020年度 課程修了者の日本語能力習得状況等について

(告示基準 1 条 1 項 44 号に関する報告)

ARC 京都日本語学校

1. 課程修了者の日本語能力習得状況等について

- ・留学の在留資格で入学し、課程修了の認定を受けた留学生 : 24 名
- ・上記のうち、以下の基準に該当する留学生数 : 10 名

<基準>

- a : 大学等への進学
- b : 入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交・公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者
- c : CEFR・A2相当以上と認められる者

<基準該当者の内訳>

- a : 3 名
- b : 2 名
- c : 5 名 (※試験により証明)

2. 各年度の課程修了の認定を受けた者のうち、基準該当者の割合が7割を下回るときの改善方策について

2020年度に認定申請当初の学習期間を満了し、課程を修了した留学生は24名おり、このうち基準に該当した学生は10名であった。

昨年はコロナ感染症の影響により第1回日本語能力試験が実施されなかったこと、4学期制での運用を行っているが、コロナ禍への懸念により日本国内での学習の継続を取りやめた、または短縮した学生が少なくなかったこと、日本国内での進学、就職を希望しなかった学生が例年に比べ多かったことなどが、基準該当者数の減少という結果につながったものと考えられる。

2021年度においては、以下の改善策を実施することにより、基準該当者数の7割以上の達成を目指す。

1. 日本語能力を測るための標準テストを校内で実施し、適切なレベルの日本語能力試験の受験を促す。
2. 通常実施している対面での進学指導、就職サポートについて、zoomを利用したオンライン形式にも対応を広げる。

以上